# 令和2年第1回

富谷市議会定例会議案書

令和2年2月20日提出

富谷市

# 令和2年第1回 富谷市議会定例会議案

# 目 次

議	案			
<b>=</b>	義案第	1号	富谷市協働のまちづくり推進審議会条例の制定について・・・・・	1
<b>1</b>	義案第	2号	富谷市議会議員の職にあった者の礼遇に関する条例の一部改正について	4
<b>1</b>	養案第	3号	富谷市民バス条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
111111111111111111111111111111111111111	義案第	4号	富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
<b>=</b>	義案第	5号	職員の給与に関する条例の一部改正につい・て・・・・・・・ 1	1
重量	義案第	6号	議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	1
<u> </u>	義案第	7号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	3
<b>=</b>	義案第	8号	富谷市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について・・・・・ 2	5
E P	議案第	9号	富谷市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	7

3 0

議案第11号	とみや放課後児童クラブ条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
議案第12号	富谷市道路占用料等条例及び富谷市公共物管理条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
議案第13号	富谷市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について・	4 2
議案第14号	富谷市下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について・・・	48
議案第15号	令和元年度富谷市一般会計補正予算(第8号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議案第16号	令和元年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)・・・・	別冊
議案第17号	令和元年度富谷市下水道事業特別会計補正予算(第4号)・・・・・	別冊
議案第18号	令和元年度富谷市介護保険特別会計補正予算(第4号)・・・・・・・	別冊
議案第19号	令和元年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)・・・	別冊
議案第20号	令和元年度富谷市水道事業会計補正予算(第4号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議案第21号	令和2年度富谷市一般会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議案第22号	令和2年度富谷市国民健康保険特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議案第23号	令和2年度富谷市介護保険特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議案第24号	令和2年度富谷市後期高齢者医療特別会計予算・・・・・・・・	別冊

議案第25号	令和2年度富谷市下水道事業会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議案第26号	令和2年度富谷市水道事業会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議案第27号	富谷市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1

## 議案第 1号

富谷市協働のまちづくり推進審議会条例の制定について 富谷市協働のまちづくり推進審議会条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

#### 提案理由

市長の諮問に応じ、富谷市の協働のまちづくり推進に関する事項を調査審議するため、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、富谷市協 働のまちづくり推進審議会を設置するため、本条例を制定するもの。 富谷市協働のまちづくり推進審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、富谷市の協働のまちづくり推進に関する事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、富谷市協働のまちづくり推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者について、市長が委嘱する。
  - (1) 協働のまちづくりに関し識見を有する者
  - (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員が、そ の職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとこ るによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和48年富谷町条 例第34号)の一部を次のように改正する。

改		後	(CUXIL 9 O		現		行	<u> </u>		
第1条~第6条	略				第1条~第6条	略				
別表(第2条,第	第3条の2	2 関係)		ļ	別表(第2条,第	第3条の2	2 関係)			
非常勤特別職報	<b>设</b> 酬				非常勤特別職幸	<b>设</b> 西州				
	(単位:円)					(単位:円)				
職名		報	酬の額		職名			報酬の額		
略	略	略	略		略	略	略	略		
鳥獣被害対策実 施隊	·····································	略	略		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	略	略	略		
協働のまちづく り推進審議会	<u>会長</u> <u>委員</u>	<u>日額</u>	6,000 5,800							

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

## 議案第 2号

富谷市議会議員の職にあった者の礼遇に関する条例の一部改正について 富谷市議会議員の職にあった者の礼遇に関する条例(昭和63年富谷町条例第14 号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

# 提案理由

現状の運用に併せ,議員礼遇者の基準年を明確に示すため,所要の改正を行うもの。

富谷市議会議員の職にあった者の礼遇に関する条例の一部を改正する条例 富谷市議会議員の職にあった者の礼遇に関する条例(昭和63年富谷町条例第14号) の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略	第1条 略
(記章)	(記章)
第2条 4年以上議員の職にあった者で現に議	第2条議員の職にあった者で現に議
員でないもの(以下「議員礼遇者」という。)に	員でないもの (以下 「議員礼遇者」 という。) に
対しては、別に定める記章を交付する。	対しては、別に定める記章を交付する。
(礼遇)	(礼遇)
第3条 略	第3条 略
第4条 議員礼遇者が死亡したときは、敬弔の方	第4条 <u>礼遇者</u> が死亡したときは、敬弔の方
途を講ずる。	途を講ずる。
(権利の喪失)	(権利の喪失)
第5条 議員礼遇者が禁錮以上の刑に処せられ	第5条 <u>礼遇者</u> が禁錮以上の刑に処せられ
たときは、前2条の規定による礼遇の権利を失	たときは、規定による 礼遇の権利を失
う。	う。
(礼遇の停止)	
第6条 議員礼遇者が再び議員の職に就いたと	
きは、その間礼遇を停止する。	
_(委任)_	
第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規	
<u>則で定める。</u>	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 議案第 3号

富谷市民バス条例の一部改正について

富谷市民バス条例(平成13年富谷町条例第19号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

# 提案理由

富谷市民バスの利便性の向上を図るため、運行日について、所要の改正を行うもの。

# 富谷市民バス条例の一部を改正する条例

富谷市民バス条例(平成13年富谷町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条~第3条 略	第1条~第3条 略
(運行日)	(運行日)
第4条 市民バスの運行日は、月曜日から金曜日	第4条 市民バスの運行日は、月曜日から金曜日
までとし、富谷市の休日を定める条例(平成元	までとし、富谷市の休日を定める条例(平成元
年富谷町条例第37号)に規定する市の休日_	年富谷町条例第37号)に規定する市の休日及
は,運行	び8月14日から8月16日までの日は、運行
しない。	しない。
第5条~第10条 略	第5条~第10条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第 4号

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年富谷町条例第38号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月20日提出

富谷市長 若生 裕俊

#### 提案理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の改正に伴い,所要の改正を行うもの。

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年富谷町条例第38号)の一部を次のように改正する。

#### 第1条~第3条 略

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右 欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関 が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長

が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 略

#### 4 略

第5条 略

別表第1 (第4条関係)

機関	事務						
市長	略						
市長	略						

# 第1条~第3条 略

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は富谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 略
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

#### 4 略

第5条 略

別表第1 (第4条関係)

機関	事務							
市長	略							
市長	略							

	改 正	後			現	Ĺ	行
				市長		<u>交付規則(昭和</u> <u>5号)による和</u>	生園就園奨励費補助金 ロ52年富谷町規則第 ム立幼稚園就園奨励費 に関する事務であって の
別表第2	(第4条関係)			別表第2	(第43	条関係)	
機関	事務	特定個人情報		機関		事務	特定個人情報
市長	略	略		市長	略		略
市長	略	略		市長	略		略
		_		市長	富谷市	<u> </u>	地方税関係情報で
		_			園奨5	<u> 动費補助金交付</u>	あって規則で定め
					規則は	こよる私立幼稚	<u> るもの</u>
					園就園	園奨励費補助金	住民票関係情報で
					の交付	付に関する事務	あって規則で定め
		_			であっ	って規則で定め	<u> るもの</u>
					<u> </u>	<u>)</u>	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 議案第 5号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例(昭和40年富谷町条例第1号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

# 提案理由

職責に応じた適切な給与処遇を図るため、行政職給料表を役職に応じた級制となるよう、所要の改正を行うもの。

# 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和40年富谷町条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
分分	号俸	給料月額						
再任		円	円	円	円	円	円	円
用職	1	146, 100	195, 500	231, 500	264, 200	289, 700	319, 200	362, 900
員以	2	147, 200	197, 300	233, 100	266, 000	291, 900	321, 400	365, 500
外の	3	148, 400	199, 100	234, 600	267, 800	294, 000	323, 700	367, 900
職員	4	149, 500	200, 900	236, 200	269, 900	296, 000	325, 900	370, 500
	5	150, 600	202, 400	237, 600	271,600	297, 900	328, 100	372, 400
	6	151, 700	204, 200	239, 300	273, 400	300, 000	330, 100	374, 900
	7	152, 800	206, 000	240, 800	275, 200	302, 200	332, 300	377, 200
	8	153, 900	207, 800	242, 400	277, 200	304, 200	334, 500	379, 700
	9	154, 900	209, 400	243, 500	279, 200	306, 100	336, 400	382, 100
	10	156, 300	211, 200	245, 000	281, 200	308, 400	338, 600	384, 800
	11	157, 600	213, 000	246, 600	283, 100	310,600	340, 600	387, 400
	12	158, 900	214, 800	247, 900	285,000	312, 900	342, 800	390, 100
	13	160, 100	216, 200	249, 400	287, 000	315, 000	344, 600	392, 500
	14	161,600	218, 000	250, 800	288, 900	317, 100	346, 600	394, 800
	15	163, 100	219, 700	252, 100	290, 800	319, 300	348, 600	397, 000
	16	164, 700	221, 500	253, 500	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400
	17	165, 900	223, 200	255, 000	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200
	18	167, 400	224, 900	256, 500	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200
	19	168, 900	226, 500	258, 200	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100
	20	170, 400	228, 100	260, 000	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900
	21	171, 700	229, 500	261, 600	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800
	22	174, 400	231, 200	263, 300	304, 500	333, 100	361, 800	410,600
	23	177, 000	232, 800	264, 900	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400
	24	179, 600	234, 400	266, 500	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300
	25	182, 200	235, 400	268, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100
	26	183, 900	236, 900	270, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600
	27	185, 500	238, 300	271, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100
	28	187, 200	239, 500	273, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700
	29	188, 700	240, 700	275, 300	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300
	30	190, 400	241, 900	277, 000	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600

31	192, 200	242, 900	278, 800	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900
32	193, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100
33	195, 500	245, 400	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300
34	196, 900	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600
35	198, 400	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900
36	199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100
37	201, 200	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300
38	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100
39	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900
40	205, 000	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700
41	206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300
42	207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436,000
43	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700
44	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400
45	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200
46	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439,000
47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440,600
50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441,000
51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441,800
53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442,600
55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443,600
58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	

76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410,000	
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		
93	247, 600	294, 700	342, 200	381,000	393, 000		
94		294, 900	342, 600				
95		295, 200	343, 100				
96		295, 600	343, 500				
97		295, 800	343, 700				
98		296, 100	344, 100				
99		296, 500	344, 500				
100		296, 900	344, 800				
101		297, 100	345, 100				
102		297, 400	345, 500				
103		297, 800	345, 900				
104		298, 100	346, 300				
105		298, 300	346, 800				
106		298, 600	347, 200				
107		299, 000	347, 600				
108		299, 300	348, 000				
109		299, 500	348, 500				
110		299, 900	348, 900				
111		300, 300	349, 200				
112		300, 600	349, 500				
113		300, 800	350, 000				
114		301, 000					
115		301, 300					
116		301, 700					
117		301, 900					
118		302, 100					
119		302, 400					
120		302, 700					

		c						
	121		303, 100					
	122		303, 300					
	123		303, 600					
	124		303, 900					
	125		304, 200					
再任 用職 員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800

# 別表第2(第4条関係)

級別職務分類表

職務の級	職務
1 級	定型的な業務を行う主事, 技師, 保育士, 看護師, 栄養士, 社会福祉士, 幼
	稚園教諭,保健師,臨床心理士,学芸員又は社会教育主事(以下この表にお
	いて「主事等」という。)の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務
3 級	主査、技術主査、主任主査若しくは主任技術主査の職務又は職務の複雑、困
	難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務
4 級	主幹若しくは技術主幹の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同
	程度のものとして長が規則で定める職の職務
5 級	課長補佐若しくは室長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれ
	と同程度のものとして長が規則で定める職の職務
6 級	課長、室長、参事若しくは技術参事の職務又は職務の複雑、困難及び責任の
	度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務
7 級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして
	長が規則で定める職の職務

# 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者が属していた職務 の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施 行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める 級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、市長の定め るところにより、そのいずれかの職務の級とする。

#### (号俸の切替え)

3 施行日の前日において職員の給与に関する条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた職員の施行日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項に規定する職員を除き、新級、旧級及び施行日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に応じて、附則別表第2に定める号俸とする。ただし、他の職員との権衡上必要と認められる場合は、市長の定めるところにより、必要な調整をすることができる。

#### (施行日前の異動者の号俸の調整)

4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号 俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合 との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整をす ることができる。

#### (旧号俸等の基礎)

5 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、この条例による改正前の職員の給与に関する条例 及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

# (規則への委任)

6 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附則別表第1 (附則第2項関係)

#### 職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
行政職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
		4級
	4級	4級
		5級

5級	6級		
6級	7級		

# 附則別表第2(附則第3項関係)

# 号俸の切替表

新級	1級	2級	3級	4級	4級	5級	6級	7級
旧号俸	1級	2級	3級	3級	4級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	1	2	1	1	1
3	3	3	3	1	3	1	1	1
4	4	4	4	1	4	1	1	1
5	5	5	5	1	5	1	1	1
6	6	6	6	1	6	1	1	1
7	7	7	7	1	7	1	1	1
8	8	8	8	1	8	1	1	1
9	9	9	9	1	9	1	1	1
10	10	10	10	1	10	1	1	1
11	11	11	11	1	11	1	1	1
12	12	12	12	1	12	1	1	1
13	13	13	13	1	13	1	1	1
14	14	14	14	1	14	1	1	1
15	15	15	15	1	15	2	2	1
16	16	16	16	1	16	3	2	1
17	17	17	17	1	17	4	3	1
18	18	18	18	1	18	5	4	1
19	19	19	19	1	19	6	5	1
20	20	20	20	1	20	7	6	1
21	21	21	21	1	21	8	7	1
22	22	22	22	1	22	9	8	1
23	23	23	23	2	23	10	9	2
24	24	24	24	3	24	11	10	3
25	25	25	25	4	25	11	10	3
26	26	26	26	5	26	12	11	4
27	27	27	27	6	27	13	12	5
28	28	28	28	7	28	14	13	6
29	29	29	29	8	29	15	14	7

30	30	30	30	9	30	16	15	7
31	31	31	31	10	31	17	16	8
32	32	32	32	10	32	18	17	9
33	33	33	33	11	33	19	18	9
34	34	34	34	12	34	20	19	10
35	35	35	35	13	35	21	20	11
36	36	36	36	14	36	22	21	11
37	37	37	37	15	37	23	22	12
38	38	38	38	16	38	24	22	12
39	39	39	39	16	39	25	23	13
40	40	40	40	17	40	26	24	13
41	41	41	41	18	41	27	24	14
42	42	42	42	19	42	28	25	14
43	43	43	43	20	43	29	25	15
44	44	44	44	21	44	30	26	15
45	45	45	45	21	45	31	26	15
46	46	46	46	22	46	31	27	16
47	47	47	47	23	47	32	27	16
48	48	48	48	24	48	33	28	16
49	49	49	49	24	49	34	28	17
50	50	50	50	25	50	34	29	17
51	51	51	51	26	51	35	29	17
52	52	52	52	27	52	36	30	17
53	53	53	53	27	53	36	30	18
54	54	54	54	28	54	37	30	18
55	55	55	55	29	55	37	31	18
56	56	56	56	30	56	38	31	18
57	57	57	57	31	57	39	31	18
58	58	58	58	31	58	39	32	18
59	59	59	59	32	59	40	32	18
60	60	60	60	32	60	40	33	19
61	61	61	61	33	61	41	33	19
62	62	62	62	34	62	41	33	19
63	63	63	63	34	63	42	34	19
64	64	64	64	34	64	43	34	19
65	65	65	65	35	65	43	34	19

66	66	66	66	35	66	44	35	20
67	67	67	67	35	67	44	35	20
68	68	68	68	36	68	45	36	20
69	69	69	69	36	69	45	36	20
70	70	70	70	37	70	46	36	20
71	71	71	71	37	71	47	36	20
72	72	72	72	37	72	47	37	21
73	73	73	73	38	73	48	37	21
74	74	74	74	38	74	48	37	21
75	75	75	75	38	75	49	38	21
76	76	76	76	38	76	50	38	21
77	77	77	77	39	77	50	38	21
78	78	78	78	39	78	51	38	21
79	79	79	79	39	79	52	39	21
80	80	80	80	39	80	52	39	22
81	81	81	81	39	81	53	39	22
82	82	82	82	40	82	54	39	22
83	83	83	83	40	83	55	40	22
84	84	84	84	40	84	55	40	22
85	85	85	85	40	85	56	40	22
86	86	86	86	41	86	56	40	
87	87	87	87	41	87	57	41	
88	88	88	88	41	88	58	41	
89	89	89	89	41	89	59	41	
90	90	90	90	41	90	59	41	
91	91	91	91	42	91	60	41	
92	92	92	92	42	92	61	42	
93	93	93	93	42	93	61	42	
94		94	94	42				
95		95	95	43				
96		96	96	43				
97		97	97	43				
98		98	98	43				
99		99	99	43				
100		100	100	43				
101		101	101	44				

102	102	102	44		
103	103	103	44		
104	104	104	44		
105	105	105	45		
106	106	106	45		
107	107	107	45		
108	108	108	45		
109	109	109	46		
110	110	110	46		
111	111	111	46		
112	112	112	46		
113	113	113	47		
114	114				
115	115				
116	116				
117	117				
118	118				
119	119				
120	120				
121	121				
122	122				
123	123				
124	124				
125	125				

# 議案第 6号

議会議員の議員報酬,費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について 議会議員の議員報酬,費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和48年富谷町条例第 32号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

# 提案理由

地域経済及び社会情勢の変化等を考慮し報酬額を改定するもの。

議会議員の議員報酬,費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 議会議員の議員報酬,費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和48年富谷町条例第 32号)の一部を次のように改正する。

	改	正後		現	行
第	1条~第5条	略	第	51条~第5条	略
別表第1(第2条関係)			別	表第1(第2条	関係)
	区分	議員報酬月額		区分	議員報酬月額
	議長	410,000円		議長	357,000円
	副議長	339,000円		副議長	295,000円
	議員	319,000円		議員	278,000円
別	別表第2 略			表第2 略	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

# 附則

この条例は、令和2年11月1日から施行する。

## 議案第 7号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和48年富谷町条例第3 3号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

# 提案理由

地域経済及び社会情勢の変化等を考慮し給料額を改定するもの。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和48年富谷町条例第3 3号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現	行
第1条~第7条 略	第1条~第7条 略	Ž
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)	
職名給料月額	職名	給料月額
市長 812,400円	市長	812,400円
副市長 735,000円	副市長	669,000円
教育長 634,000円	教育長	604,000円

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、令和2年11月1日から施行する。

#### 議案第 8号

富谷市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

富谷市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年富谷町条例第7号)の一部を別紙の とおり改正する。

令和2年2月20日提出

富谷市長 若生 裕俊

#### 提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の 簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)による行政手続等における情報通信 の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)の改正に伴い,所要の改正を 行うもの。 富谷市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

富谷市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年富谷町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条~第5条 略	第1条~第5条 略
(書面審理)	(書面審理)
第6条 略	第6条 略
2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活	2 前項の規定にかかわらず、行政手続等におけ
用した行政の推進等に関する法律 (平成1	る情報通信の技術の利用に関する法律(平成1
4年法律第151号) <u>第6条第1項</u> の規定によ	4年法律第151号) <u>第3条第1項</u> の規定によ
り同項に規定する電子情報処理組織を使用して	り同項に規定する電子情報処理組織を使用して
弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁	弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁
明書が提出されたものとみなす。	明書が提出されたものとみなす。
3~5 略	3~5 略
第7条~第14条 略	第7条~第14条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

## 議案第 9号

富谷市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改 正について

富谷市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成24年富谷町条例第16号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月20日提出

富谷市長 若生 裕俊

#### 提案理由

東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第7条第1項に規定する 認定復興推進計画において定められた復興産業集積区域内における固定資産税の課税免 除の適用期間を1年延長するため、所要の改正を行うもの。 富谷市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改 正する条例

富谷市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成24年富谷町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改 正 後 現 行

第1条 略

(課税免除)

第2条 復興産業集積区域内において、法第4条 第9項の規定による復興推進計画の認定の日 (以下「認定日」という。)から令和3年3月3 1日までの間に、東日本大震災復興特別区域法 第43条の地方税の課税免除又は不均一課税 に伴う措置が適用される場合等を定める省令 (平成23年総務省令第168号) 第1条第1 号に規定する対象施設等(以下「対象施設等」 という。)を新設し、又は増設した者(法第2条 第3項第2号イ又は口に掲げる事業を実施す る個人事業者又は法人で法第37条第1項若 しくは第39条第1項に規定する指定事業者 に該当するものであって認定日から令和3年 3月31日までの間に当該指定事業者として 指定を受けたものに限る。) について、当該対象 施設等である家屋及び償却資産並びに当該家 屋の敷地である土地(認定日以後において取得 したものに限り、かつ、土地については、その 取得の日の翌日から起算して1年以内に当該 土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があ った場合における当該土地に限る。)に対して 新たに固定資産税が課されることとなった年 度(当該固定資産を当該対象施設等の用に供し

第1条 略

(課税免除)

第2条 復興産業集積区域内において、法第4条 第9項の規定による復興推進計画の認定の日 (以下「認定日」という。)から令和2年3月3 1日までの間に、東日本大震災復興特別区域法 第43条の地方税の課税免除又は不均一課税 に伴う措置が適用される場合等を定める省令 (平成23年総務省令第168号) 第1条第1 号に規定する対象施設等(以下「対象施設等」 という。)を新設し、又は増設した者(法第2条 第3項第2号イ又は口に掲げる事業を実施す る個人事業者又は法人で法第37条第1項若 しくは第39条第1項に規定する指定事業者 に該当するものであって認定日から令和2年 3月31日までの間に当該指定事業者として 指定を受けたものに限る。) について、当該対象 施設等である家屋及び償却資産並びに当該家 屋の敷地である土地(認定日以後において取得 したものに限り、かつ、土地については、その 取得の日の翌日から起算して1年以内に当該 土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があ った場合における当該土地に限る。)に対して 新たに固定資産税が課されることとなった年 度(当該固定資産を当該対象施設等の用に供し

改 正 後	現
た日の属する年の翌年の1月1日(当該対象施	た日の属する年の翌年の1月1日(当該対象施
設等の用に供した日が1月1日の場合は同日)	設等の用に供した日が1月1日の場合は同日)
を賦課期日とする年度)以降5箇年度に限り,	を賦課期日とする年度)以降5箇年度に限り、
当該固定資産税を免除する。	当該固定資産税を免除する。
第3条~第5条 略	第3条~第5条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 議案第10号

富谷市国民健康保険条例の一部改正について

富谷市国民健康保険条例(昭和34年富谷町条例第5号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月20日提出

富谷市長 若生 裕俊

# 提案理由

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の改正に伴い,所要の改正を行うもの。

# 富谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富谷市国民健康保険条例(昭和34年富谷町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条・第2条 略	第1条・第2条 略
(協議会の委員の定数)	(協議会の委員の定数)
第2条の2 協議会の委員の定数は、次の各号に	第2条の2 協議会の委員の定数は、次の各号に
定めるところによる。	定めるところによる。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
	(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人
第3条~第16条 略	第3条~第16条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 議案第11号

とみや放課後児童クラブ条例の一部改正について

とみや放課後児童クラブ条例(平成29年富谷市条例第3号)の一部を別紙のとおり 改正する。

令和2年2月20日提出

富谷市長 若生 裕俊

# 提案理由

富谷小学校児童クラブの移転に伴い、所要の改正を行うもの。

# とみや放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

とみや放課後児童クラブ条例(平成29年富谷市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改	正後		現	行			
第1条 略		<u> </u>	第1条 略				
(設置)			(設置)				
第2条 略		É	第2条 略				
2 児童クラブの	名称及び位置は、次のとおり	<u>L</u> 2	2 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりと				
する。			する。				
名称	位置		名称	位置			
富谷小学校児童 クラブ	富谷市富谷狸屋敷 4 9 番地		富谷小学校児童 クラブ	富谷市富谷西沢13番地			
富ケ丘小学校児 童クラブ	略		富ケ丘小学校児 童クラブ	略			
## 100000000000000000000000000000000000	略		明石台小学校児 童クラブ	略			
第3条~第11条	略	É	第3条~第11条	略			

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

# 附則

この条例は、令和2年2月25日から施行する。

# 議案第12号

富谷市道路占用料等条例及び富谷市公共物管理条例の一部改正について 富谷市道路占用料等条例(平成9年富谷町条例第17号)及び富谷市公共物管理条例 (平成4年富谷町条例第18号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月20日提出

富谷市長 若生 裕俊

# 提案理由

道路法施行令(昭和27年政令第479号)の改正に伴い,所要の改正を行うもの。

富谷市道路占用料等条例及び富谷市公共物管理条例の一部を改正する条例 (富谷市道路占用料等条例の一部改正)

第1条 富谷市道路占用料等条例(平成9年富谷町条例第17号)の一部を次のように 改正する。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	後			現 行			
第1条~第7条 略					第1条~第7条 略			
別表(第2条関係)					別表(第	第2条関係)		
	占用物件		用料			占用物件		用料
道路	第1種電柱	単位 1本につ	金額(円) 510		道路	第1種電柱	単位 1本につ	金額(円) 440
法第	第2種電柱	き1年	790		法 第	第2種電柱	1 本に フ   き 1 年	680
3 2	第3種電柱	C 1 1	1,100		3 2	第3種電柱	C 1 1	920
条 第	第1種電話柱		4 6 0		条 第	第1種電話柱		400
1 項	第2種電話柱		7 3 0		1 項	第2種電話柱		6 3 0
第 1	第3種電話柱		1,000		第 1	第3種電話柱		870
号に掲げ	その他の柱類		<u>4 6</u>		号に増	その他の柱類		40
掲り	共架電線その他上	長さ1メ	<u>5</u>		掲 ば る エ	共架電線その他上	長さ1メ	4
作物	空に設ける線類 地下に設ける電線	ートルに つき1年			作物	空に設ける線類 地下に設ける電線	ートルに つき1年	
	で 下に取りる 电線 その他の線類	7514	3		11 12	地下に取りる电極 その他の線類	7514	2
	路上に設ける変圧	1個につ	4 5 0			路上に設ける変圧	1個につ	390
	器	き1年				器	き1年	
	地下に設ける変圧	占用面積	270			地下に設ける変圧	占用面積	240
	器	1平方メ				器	1平方メ	
		ートルに つき1年					ートルに つき1年	
	変圧塔その他これ	1個につ	910			変圧塔その他これ	1個につ	790
	に類するもの及び	き1年	010			に類するもの及び	き1年	<u> </u>
	公衆電話所	C - 1				公衆電話所	C - 1	
	郵便差出箱及び信		380			郵便差出箱及び信		3 3 0
	書便差出箱					書便差出箱		
	広告塔	表示面積	1,900			広告塔	表示面積	1,700
		1平方メ ートルに					1平方メ ートルに	
		つき1年					つき1年	
	その他のもの	占用面積	910			その他のもの	占用面積	790
		1平方メ				· -	1平方メ	
		ートルに					ートルに	
)44 BB	(1/7)	つき1年			\\\\ = ++	(1/7) 2 ) ) . [	つき1年	
道路	外径が 0.07 メートル未	長さ1メ	<u>19</u>		道路法第	外径が 0.07 メートル未	長さ1メ	17
法 第 3 2	満のもの 外径が 0.07 メートル以	ートルに つき1年	27		法 弗 3 2	満のもの 外径が 0.07 メートル以	ートルに つき1年	2 4
条第	上 0.1 メートル未満の	フピュヤ	41		条第	上 0.1 メートル未満の	フピュヤ	<u>24</u>
1 項	もの				1 項	もの		
第 2	外径が 0.1 メートル以		41		第 2	外径が 0.1 メートル以		3 6
号に	上 0.15 メートル未満の				号に	上 0.15 メートル未満の		
掲げるか	もの もの				掲げる場	もの もの		
る物	外径が 0.15 メートル以		<u>5 5</u>		る物	外径が 0.15 メートル以		47
件	上 0.2 メートル未満の				件	上 0.2 メートル未満の		

	改	正	後			現		行	
	もの 外径が 0.1 上 0.3 メー			82		もの 外径が 0. 上 0.3 ケ			71
	もの 外径が 0.1 上 0.4 メー もの			110		もの 外径が 0. 上 0.4 /- もの	-		95
	外径が 0.4 上 0.7 メー もの			190		外径が 0. 上 0.7 ケ もの			170
	外径が 0. 上 1 メートル			270		外径が 0. 上 1 メートル			240
	外径が 1 のもの	メートル以上		550		外径が 1 のもの	メートル以上		470
	第32条第 第4号に掲り		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	910		第32条第 第4号に掲げ		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	790
道 路 法 第 3 2	地下街及 び地下室	階数が 1のも の	司	略	道 路 法 第 3 2	地下街及 び地下室	階数が 1のも の	印	略
条 第 1 第 5		階数が 2のも の		略	条 第 1 第 5		階数が 2のも の		略
号掲る		階数が 3以上 のもの		略	号掲る施		階数が 3以上 のもの		略
設	上空に設け、地下に設け、その他のも	ける通路 ける通路		930 560 910	設	上空に設け地下に設けるの他のも	ける通路 ける通路		870 520 790
道 法 第 2 第		その他の ,,一時的	占用面積 1平方メ ートルに つき1日	19	道 法 3 条 第		その他の ,,一時的	占用面積 1平方メ ートルに つき1日	17
1第号掲る設項6にげ施	その他のも	)D	占用面積 1平方メ ートルに つき1月	190	1 第号掲る設	その他のも	50	占用面積 1平方メ ートルに つき1月	170
道 法 行 代	看板 (ア ーチであ るものを 除く。)	一時的 に設け るもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1月	190	道 法 行 ( 昭	看板(ア ーチであ るものを 除く。)	一時的 に設け るもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1月	170
和 7 年 令 4		その他 のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	1,900	和 7 年 令 4		その他 のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	1,700
7 9 号)第	標識	<u> </u>	1本につ き1年	730	7 9 号)第	標識	<u> </u>	1本につ き1年	630

	改	正	後			現		行	
7第号掲る件	旗ざお	祭縁の催際一に礼日他しし時設	1本につ き1日	<u>19</u>	7第号掲る件	旗ざお	祭縁の催際一に礼日他しし時設	1本につ き1日	17
		るもの	1本につ	190			るもの	1本につ	170
	幕は第7条に工設もくが用ある除くがある。	の祭縁の催際一にるめ、そのに、的けの	き1月 その面積 1平方メ ートルに つき1日	<u>19</u>		幕(道行条に まない	の祭縁の催際一にるも礼日他しし時設もの,そのに,的けの	き1月 その面積 1平方メ ートルに つき1日	17
		その他 のもの	その面積 1平方メ ートルに つき1月	190			その他 のもの	その面積 1平方メ ートルに つき1月	170
	アーチ	車道を横断するもの	1基につ き1月	1,900		アーチ	車道を 横断す るもの	1基につ き1月	1,700
		その他 のもの		930			その他 のもの		870
	施行令第7 る工作物	条第2号	占用面積 1平方メ ートルに	910		施行令第7 る工作物	条第2号	占用面積 1平方メ ートルに	790
道路法に掲げ	施行令第7 る施設	条第3号	つき1年	A に <u>0.0</u> <u>3 3</u> を乗 じて得た 額	道路法に掲げ	施行令第79 る施設	条第3号	つき1年	A に <u>0.0</u> <u>3 4</u> を乗 じて得た 額
に掲げ	施行令第7 る工事用施 号に掲げる	設及び同	占用面積 1平方メ ートルに つき1月	190	に掲げ	施行令第7 る工事用施 号に掲げる	設及び同	占用面積 1平方メ ートルに つき1月	170
に掲げ	施行令第7 る仮設建築 号に掲げる	物及び同	旺	91	に掲げ	施行令第7 る仮設建築 号に掲げる	物及び同	同	79
道法行第条	トンネル( 高架の道) 下(当該路 下を除く。 るもの	路の路面 面下の地	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	A に <u>0.0</u> <u>16</u> を乗 じて得た 額	道法行第条	トンネル( 高架の道) 下(当該路 下を除く。 るもの	路の路面 面下の地	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	A に <u>0.0</u> <u>17</u> を乗 じて得た 額
8 に げ 施 設	上空に設け	けるもの		A に <u>0.0</u> <u>23</u> を乗 じて得た 額	8 号 掲 る 設	上空に設け	けるもの		A に <u>0.0</u> <u>2 4</u> を乗 じて得た 額

	改	正	後			現		行	
	地下(ト ンネルの 上の地下 を除く。) に設ける もの	階数が 1の 8数が 2の の		略略		地下(ト ンネルの 上の地下 を除く。) に設ける もの	階数が 1のも の 階数が 2のも		略略
		階数が 3以上 のもの		略			階数が 3以上 のもの		略
	その他のも	<u> </u>  5の		A に <u>0.0</u> <u>3 3</u> を乗 じて得た 額		その他のも	50		A に <u>0.0</u> <u>3 4</u> を乗 じて得た 額
道法行第	建築物			A に <u>0.0</u> <u>1 6</u> を乗 じて得た 額	道法行第条路施令7第	建築物			A に <u>0.0</u> <u>17</u> を乗 じて得た 額
条 9 に げ 施 第 号 掲 る 設	その他のも	් <sub>ට</sub> Ø		略	来9にげ施	その他のも	50)		略
道法行第	建築物		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	A に <u>0.0</u> <u>23</u> を乗 じて得た 額	道法行第条	建築物		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	A に <u>0.0</u> <u>2 4</u> を乗 じて得た 額
条1号掲る設び動駐場第0にげ施及自車車	その他のも	50 5		略	1号掲る設び動駐場	その他のも			略
道法行第条1号掲1路施令7第1にげ	トンネル高架の道。下に設ける	路の路面 3もの	同	A に 0.0 16を乗 じて得た額 A に 0.0 23を乗 じて得た	道法行第条1号掲る路施令7第1にげた	トンネル 高架の道 下に設ける 上空に設け	路の路面 るもの	同	Aに <u>0.0</u> <u>17</u> を乗 じて得 Aに <u>0.0</u> <u>24</u> を も で り で も に で も に で も に で も に で も に て り で も に り て り て り て り て り て り て り て り て り て り
る急設築版	その他のも	50		A に <u>0.0</u> <u>3 3</u> を乗 じて得た 額	る急設築物	その他のも	50		A に <u>0.0</u> <u>3 4</u> を乗 じて得た 額

改 正	後			現	行	
道路法施行令第7条第12 号に掲げる器具	3	に <u>0.0</u> <u>3</u> を乗 て得た		施行令第7条第12 ずる器具	同	A に <u>0.0</u> <u>3 4</u> を乗 じて得た 額
道路 活施 高速自動車国国連 高速自動車車のに 高架のものに 限る。)の路面下に 設けるもの 上空に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	1 じ額 A し 2 じ額 A し 3	に <u>0.0</u> 3を乗 て得た に <u>0.0</u> 3を乗 て得た	道法行第条1号掲る設路施令7第3にげ施	トンネルの上又は 高速自動車国道若 しくは自動車専用 道路(高架のものに 限る。)の路面下に 設けるもの 上空に設けるもの	同	A に 0.0 17を で るに 0.0 24 で 額 A に 0.0 乗た 額 A に 0.0 乗た 額 C 2 を を を 数 で る で る の る り る り る り る り る り る り る の る の る の
備考			備考			
1~8 略			1~	8 略		

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市公共物管理条例の一部改正)

第2条 富谷市公共物管理条例(平成4年富谷町条例第18号)の一部を次のように改正する。

<b>√</b> 30					
改 正	後		現	行	
第1条~第17条 略			第1条~第17条 略		
別表(第5条関係)			別表(第5条関係)		
区分 形態又は種類	単位	金額(円)	区分 形態又は種類	単位	金額(円)
使用柱 類第1種電柱	1 本につき	510	使用柱 類第1種電柱	1 本につき	4 4 0
の 設第2種電柱	1年	790	の設第2種電柱	1年	680
置 第3種電柱		1, 100	置 第3種電柱		920
第1種電話柱		460	第1種電話柱		400
第2種電話柱		730	第2種電話柱		630
第3種電話柱		1, 000	第3種電話柱		870
その他の柱類		4 6	その他の柱類		40
共架電線その他上空に影	長さ1メー	5	共架電線その他上空に設	長さ1メー	4
ける線類	トルにつき		ける線類	トルにつき	
地下に設ける電線その他	1年	3	地下に設ける電線その他	1年	2
の線類			の線類		
広告塔	表示面積1			表示面積1	
	平方メート			平方メート	
	ルにつき 1			ルにつき 1	

	改正					現	行	
		年					年	
	圣が 0.07 メートル 茜のもの		19		,	類外径が 0.07 メートル 設未満のもの	,	17
	<u>高の 800</u> 圣が 0.07 メートル		2 7		置	外径が 0.07 メートル		2 4
	上 0.1 メートル未満	Ī				以上 0.1 メートル未満		
l I —	もの 圣が 0.1 メートルじ		4 1			のもの 外径が 0.1 メートル以		3 6
	エバ・0.1 / 「ルシ 0.15 メートル未満		4 1			上 0.15 メートル未満		30
	もの					のもの		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	圣が 0.15 メートル 上 0.2 メートル <del>未</del> 満	<b>1</b>	<u>5 5</u>			外径が 0.15 メートル 以上 0.2 メートル未満		47
	L 0.2 / 1//////// もの	J.				のもの		
	圣が 0.2 メートルじ		8 2			外径が 0.2 メートル以		7 1
上	0.3 メートル未満の					上 0.3 メートル未満の もの		
	<u>ク</u> 圣が 0.3 メートルじ	(	1 1 0			外径が 0.3 メートル以		9 5
	0.4 メートル未満の					上 0.4 メートル未満の		
\$ C	の 圣が 0.4 メートルじ	<u> </u>	1.0.0			もの (4.1 ) (1.1)		1.7.0
	至か 0.4 メートルと 0.7 メートル未満の		190			外径が 0.4 メートル以 上 0.7 メートル未満の		170
\$0	カ					もの		
	圣が 0.7 メートルじ		270			外径が 0.7 メートル以		240
	1 メートル未満のも					上1メートル未満のもの		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	圣が 1 メートル以上	:	5 5 0			外径が 1 メートル以上		470
	もの					のもの		
	<sup>木憩所,遊戯場</sup> 品置場又は材料					場,休憩所,遊戲場,		
路凸,间罩	加胆場又は竹や	アクタートルにつき 1			路店 置場	,商品置場又は材料	平カメート ルにつき 1	110
		月						
略		略	略		略	44444444444444	************ 略	············ 略
収益 略		略	略	収益	略		略	略
備考				備	考			
1~8 ₽	<b>文</b>				$1 \sim$	8 略		
					_	<u>- гн</u>		

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の富谷市道路占用料等条例の規定は、この条例の施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占用に係る占用料については、

なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の富谷市公共物管理条例の規定は、この条例の施行日以後に 徴収すべき使用料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき使用料については、な お従前の例による。

# 議案第13号

富谷市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について 富谷市道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成25年富谷町条例第17号)の 一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

# 提案理由

道路構造令(昭和45年政令第320号)の改正に伴い,所要の改正を行うもの。

富谷市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例 富谷市道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成25年富谷町条例第17号)の -部を次のように改正する。

改 現 行 īF.

## 第1条~第3条 略

(車線等)

路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。 以下「施行規則」という。)で定める部分を除く。) は、車線により構成されるものとする。ただし、 第3種第5級又は第4種第4級の道路にあって は、この限りでない。

#### $2 \sim 4$ 略

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の 車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メー トルとするものとする。ただし、当該普通道路 の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状 況その他の特別の理由によりやむを得ない場合 又は第32条の規定により車道に狭窄部を設け る場合においては、3メートルとすることがで きる。

## 第5条 略

(副道)

## 第6条 略

2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メ ートルを標準とするものとする。

#### 第7条・第8条 略

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第 3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路 を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設け 第1条~第3条 略 (車線等)

第4条 車道(副道,停車帯,自転車通行帯及び道 第4条 車道(副道,停車帯 及び道 路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。 以下「施行規則」という。)で定める部分を除く。) は、車線により構成されるものとする。ただし、 第3種第5級又は第4種第4級の道路にあって は、この限りでない。

#### $2 \sim 4$ 略

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の \_\_\_\_\_ の幅員は、4メー 車道 トルとするものとする。ただし、当該普通道路 の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状 況その他の特別の理由によりやむを得ない場合 又は第32条の規定により車道に狭窄部を設け る場合においては、3メートルとすることがで きる。

## 第5条 略

(副道)

### 第6条 略

2 副道 の幅員は, 4メ ートルを標準とするものとする。

#### 第7条・第8条 略

現

行

る道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。 ただし、地形の状況その他の特別の理由により やむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種 の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける 道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安 全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行 を分離する必要がある場合においては、車道の 左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。 ただし、地形の状況その他の特別の理由により やむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上 とするものとする。ただし、地形の状況その他 の特別の理由によりやむを得ない場合において は、1メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の 交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種 (第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(自転車道)

59条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種
又は第4種の道路
には、自
転車道を道路の各側に設けるものとする。ただ
し、地形の状況その他の特別の理由によりやむ
を得ない場合においては、この限りでない。

#### 改 正 後

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種 の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3種若しくは第4種の<u>道路で設計速度が1時</u> 間につき60キロメートル以上であるもの(前 項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑 な交通を確保するため自転車の通行を分離する 必要がある場合においては、自転車道を道路の 各側に設けるものとする。ただし、地形の状況 その他の特別の理由によりやむを得ない場合に おいては、この限りでない。

3~5 略

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4 種の道路(自転車道<u>又は自転車通行帯</u>を設ける 道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各 側に設けるものとする。ただし、地形の状況そ の他の特別の理由によりやむを得ない場合にお いては、この限りでない。

 $2 \sim 4$  略

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。),歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において

現行

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種 の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3種若しくは第4種の道路(

\_\_\_\_\_\_前

項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3~5 略

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道\_\_\_\_を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

 $2 \sim 4$  略

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。),歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道\_を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において

改 TF. 後

は、この限りでない。

現

は、この限りでない。

 $2 \sim 5$  略

第12条~第29条 略

(待澼所)

第30条 第3種第5級の道路には、次に定める ところにより、待避所を設けるものとする。た だし、交通に及ぼす支障が少ない道路について は、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、 その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅 員は、5メートル以上とすること。

第31条~第38条 略

(小区間改築の場合の特例)

- 第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間 について応急措置として改築を行う場合(次項 に規定する改築を行う場合を除く。) において、 これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4 条, 第5条第3項から第5項まで, 第6条, 第 8条, 第8条の2第3項, 第9条第3項, 第1 0条第2項及び第3項,第11条第3項及び第 4項、第13条第2項及び第3項、第16条か ら第23条まで、第24条第3項並びに第26 条の規定による基準に適合していないためこれ らの規定による基準をそのまま適用することが 適当でないと認められるときは、これらの規定 による基準によらないことができる。
- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある

2~5 略

第12条~第29条 略

(待避所)

第30条 第3種第5級の道路には、次に定める ところにより、待避所を設けるものとする。た だし、交通に及ぼす支障が少ない道路について は、この限りでない。

行

- (1)・(2) 略
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、 その区間の車道 \_\_\_\_\_の幅 員は、5メートル以上とすること。
- 第31条~第38条 略

(小区間改築の場合の特例)

- 第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間 について応急措置として改築を行う場合(次項 に規定する改築を行う場合を除く。) において、 これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4 条, 第5条第3項から第5項まで, 第6条, 第 8条 , 第9条第3項, 第1 0条第2項及び第3項,第11条第3項及び第 4項、第13条第2項及び第3項、第16条か ら第23条まで、第24条第3項並びに第26 条の規定による基準に適合していないためこれ らの規定による基準をそのまま適用することが 適当でないと認められるときは、これらの規定 による基準によらないことができる。

#### 改 正 後

小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

第40条~第42条 略

現 行

小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第2項から第4項まで、第6条、第7条第2項、第8条\_\_\_\_\_\_、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

第40条~第42条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 議案第14号

富谷市下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について 富谷市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月20日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

# 提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)による地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 (富谷市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 富谷市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年富谷市条例第37号)の一部を 次のように改正する。

改 正 後	現行
第1条~第5条 略	第1条~第5条 略
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治	第6条 法第34条において準用する地方自治
法(昭和22年法律第67号) 第243条の2	法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u>
<u>の2第8項</u> の規定により下水道事業の業務に	第8項 の規定により下水道事業の業務に
従事する職員の賠償責任の免除について議会	従事する職員の賠償責任の免除について議会
の同意を得なければならない場合は,当該賠償	の同意を得なければならない場合は,当該賠償
責任に係る賠償額が100万円以上である場	責任に係る賠償額が100万円以上である場
合とする。	合とする。
第7条·第8条 略	第7条・第8条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 富谷市水道事業の設置等に関する条例(昭和51年富谷町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現
第1条~第5条 略	第1条~第5条 略
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治	第6条 法第34条において準用する地方自治
法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u>	法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u>
<u>の2第8項</u> の規定に基づき水道事業の業務に	第4項 の規定に基づき水道事業の業務に
従事する職員の賠償責任の免除について議会	従事する職員の賠償責任の免除について議会
の同意を得なければならない場合は、当該賠償	の同意を得なければならない場合は、当該賠償
責任に係る賠償額が100万円以上である場	責任に係る賠償額が100万円以上である場
合とする。	合とする。

改 正 後	現 行
第7条·第8条 略	第7条・第8条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市監査委員条例の一部改正)

第3条 富谷市監査委員条例(平成3年富谷町条例第26号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行		
第1条·第2条 略	第1条・第2条 略		
(監査、検査及び審査)	(監査,検査及び審査)		
第3条 略	第3条 略		
2 監査委員は、法第75条第1項若しくは第2	2 監査委員は、法第75条第1項若しくは第2		
42条第1項の規定による監査の請求又は第	42条第1項の規定による監査の請求又は第		
98条第2項,第199条第6項若しくは第7	98条第2項,第199条第6項若しくは第7		
項,第235条の2第2項若しくは <u>第243条</u>	項、第235条の2第2項若しくは <u>第243条</u>		
<u>の2の2第3項</u> の規定による監査の要求を受	<u>の2第3項</u> の規定による監査の要求を受		
けたときは、やむを得ない場合を除き、当該請	けたときは、やむを得ない場合を除き、当該請		
求又は要求を受けた日から7日以内に監査に	求又は要求を受けた日から7日以内に監査に		
着手するものとする。	着手するものとする。		
3~5 略	3~5 略		
第4条·第5条 略	第4条・第5条 略		

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 議案第27号

富谷市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、市道路線を別紙の とおり認定する。

令和2年2月20日提出

富谷市長 若生 裕俊

# 提案理由

富谷市富谷湯船沢地区の開発行為に伴う新設道路の帰属及び既存公衆用道路の市道昇格の必要が生じたため、新たに3路線を認定するもの。

# 別紙

路線番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
ш. У	ш.,		//11/23 - 11
930 湯船沢2号線	富谷市富谷湯船沢94番1地先		
	1分別日4人 2 夕 16K	富谷市富谷湯船沢51番7地先	
931 三ノ関坂ノ下線	富谷市三ノ関坂ノ下68番1地先		
	富谷市三ノ関太子堂下163番5地先		
932 ひより台9-6号線	富谷市ひより台二丁目36番8地先		
	富谷市ひより台二丁目36番8地先		